

御所市ふるさと創生まちづくり補助金交付にかかる運用方針

平成 18 年 2 月 7 日

市 長 決 裁

第 1 運用の基本的な方針

基金は市民の財産であり、そこから生ずる運用益は公金であることを踏まえ、その運用にあたっては公正かつ適正に行われ、年間の運用益も少額であることも考慮し、効果的に実施されなければならない。

このため、補助事業の活性化を図るために、次の点に留意して運用する。

(1) 補助金の交付については、国際情勢、社会情勢や経済情勢等の時代の変化に適応させ、市民の意向に沿った事業に配意し運用するものとする。

(2) 真にまちづくりに資する数多くの事業に補助の道を開くため、単一の事業に限られたり、継続的にあてられることのないよう配慮し、運用するものとする。

以上の基本的な方針により、次の基準により運用を行う。

第 2 補助対象者

1 補助金の交付の対象となるものは、次の各号に掲げる団体及び個人（以下「団体等」という。）とする。

(1) 地域の活性化につながる人材育成及び活性化事業を自ら行い、人づくり・まちづくりに資すると認められる事業を行う団体等で、事業遂行に必要な備品などを適切に管理することができる団体等

(2) 既に、その分野で実績を有し、その活動あるいは調査、研究等の課題が、専門的または独創的なものであり市民に与える影響が大きい事業を行う団体等

(3) 事業終了後、市内において行われる研修、講習及び事業遂行等に指導的な役割を期待されることができる資質を有し、将来にわたって各団体等と連携し、まちづくりの活動を推進できる団体等

(4) 国内外交流事業等の派遣対象者は、既にその分野において実績を有する団体等の構成員であり、かつ御所市に在住する者で事業終了後市内において行われる研修、講習、講演等の指導者と成りうる資質を有する者であること。

(5) 青少年派遣事業の派遣対象者は、御所市に在住する者で事業を通じ、将来、地域または団体において意欲的に活動し、指導的な役割を果たしうる資質を有する者であること。

2 御所市ふるさと創生まちづくり補助金交付要綱（平成 18 年御所市告示第 19 号。以下「要綱」という。）第 2 条に定める、「御所市に居住する者が主体となって運営されている団体」とは、団体の代表者が御所市に在住し、かつ団体の構成員の過半数が御所市に在住している場合をいう。

第3 補助対象事業

- 1 次の各号に該当する場合は、補助対象外とする。
 - (1) 政治、宗教、営利を目的とする団体等が行う事業及び個人の利益を目的とする事業を行う団体等
 - (2) (1) の「営利を目的とする団体等」とは、利潤の追求のみを活動内容としている団体等をいう。ただし、団体等が事業の遂行上必要とする営利行為については、広く市民を対象とし、かつ事業効果を高める上において特に必要と市長が認めた場合に限り補助対象とする。
 - (3) 一過性の事業を行う団体等
- 2 要綱第3条1項第5号に定める「市長が特に必要と認める事業」とは、補助対象事業が、市の行政の代替的又は補完的性質の強い事業と認められる場合とする。
- 3 要綱第3条2項に定める継続して実施する事業について、「市長が特に必要と認める事業」とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 同一団体が毎年継続実施する事業であって、市長が、事業の育成、拡大のため必要と認めたもの
 - (2) 長期計画による年次計画に基づいて実施される事業であって、市長が市民の学習意欲の向上等を図るのに必要と認めたもの
- 4 前項に規定する事業であっても、一括審査及び補助する方法を取らず毎年の審査の対象とすることを原則とする。

第4 補助対象経費

- 1 要綱第4条に定める「市長が必要かつ適当と認める経費」とは、補助対象事業の実施・遂行上必要欠くことのできないものと認められるものであり、団体等の通常活動を維持するための運営費については補助対象としない。
- 2 補助対象経費については、必要に応じて見積書を提出させるものとする。
- 3 補助金の額については、1万円未満の端数はつけないものとする。

第5 補助金の交付要望

- 要綱第5条に定める「市長が定める書類」とは、次に掲げるものとする。
- (1) 補助金の交付要望をする団体等の規約及び役員名簿
 - (2) 審査及び選考に付すために必要な資料

第6 選考

- 要綱第6条に定める「別に定める選考委員会」とは、名称を御所市ふるさと創生事業選考委員会（以下「委員会」という。）とし、市長が委嘱する学識経験者10名以内をもって構成する。
- 2 委員会に会長、副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、会議を招集してその議長となる。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会の委員の任期については2年とし再任を妨げない。
- 6 委員会は、必要の都度会長が招集して開催するものとする。
- 7 委員会は、補助対象事業の内容について次の事項により審査し、選考にあたるものとする。
 - (1) 当該事業を本年度に実施することの適否
 - (2) 補助を必要とする理由
 - (3) 団体等の活動実績
 - (4) 補助対象事業の継続性
 - (5) 補助対象事業の展開方法
 - (6) 事業資金の確保
 - (7) 事業の他団体との共催の適否
 - (8) 市民アピールの方法
 - (9) 事業が市民に与える影響
 - (10) 事業が団体等に与える影響
 - (11) まちづくりについての基本理念
- 8 委員会は、速やかに審査及び選考にあたり、審査の経過及び最終選考結果について、市長に報告するものとする。
- 9 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決する。

第7 補助金の重複受給

- 1 補助対象経費に対し、市の他の補助制度による補助金の交付がある場合は、補助金の交付はしないものとする。

ただし、「市の他の補助制度による補助金の交付のある場合」とは、本補助事業における補助対象事業と同一の事業について、他の補助金又は補助金的性格をもつ委託金交付をある場合を指し、本補助対象経費との重複受給がないときは補助することができるものとする。
- 2 補助対象事業に対し、他の公的機関及びこれに準ずる機関（以下「公的機関等」という。）から補助金等の交付がある場合は、補助金の合計額が要綱第4条第2項に定める補助金の限度額を超えることがないよう、公的機関等からの補助金等の額を減額して交付するものとする。
- 3 前項に定める「他の公的機関及びこれに準ずる機関」とは、国、県、その他公的団体をいう。
- 4 第2項に定める事項については、市長はあらかじめ公的機関等と協議し適正な補助金の交付を図る。

附則

この運用方針は、平成18年4月1日から適用する。